

所管課

①項目評価

(1) 運営業務、(2) 維持管理業務

適当	仕様書、提案書、協定書、業務マニュアル等（以下「仕様書等」という）で定められた水準に達しており、適切に実施されている。
要改善	仕様書等に定められた水準を満たしてはいるものの、一部において改善が必要と判断される。
不適	仕様書等で定められた水準に達していない、または施設運営に支障が出ており、早急に改善を要する。

(3) サービスの質

◎	仕様書等で定められた水準を超える取り組みが積極的になされている。
○	仕様書等で定められた水準に達しており、適切に実施されている。
△	仕様書等で定められた水準に達していないものも一部あるが、施設運営等に支障は生じていない。

②区分評価

A	◎評価が3つ以上かつ△評価なし
B	◎評価が2つ以下かつ△評価なし
C	△評価が1つでもついた場合

児童館運営委員会

③総合評価

A	優良：優れた取り組みが多くみられる。
B	良好：適切に実施されている。
C	要改善：多くの取り組みに対し改善を要する。

所管課評価を聞いたうえで評価が妥当であるか判断をし、総合評価を行う。

所管課

④市HPにて公表